

平成二十八年三月四日受領  
答弁第一四四五号

内閣衆質一九〇第一四五号

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に  
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁書（平成二十八年二月十九日内閣衆質一九〇第一二二号。以下「前回答弁書」という。）は、平成二十八年二月十七日に安倍内閣総理大臣の決裁を経た上で、閣議に付議し、同年二月十九日の閣議において決定されたものである。

二及び三について

御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁については、前回答弁書一から三までについてでお答えしたとおりである。